

平成25年度米子市震災に強いまちづくり促進事業

# 住宅・建築物の 耐震診断・耐震改修を支援します

耐震診断・耐震改修の補助事業について  
住宅に係る耐震改修促進税制について

## 1 耐震診断・耐震改修の補助事業について

### 補助制度の概要

住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を行う所有者に対し、費用の一部を助成します。

#### (1) 実施する補助事業

耐震診断	・ 住宅（一戸建て住宅、長屋、共同住宅） ・ 住宅以外の建築物
改修設計	一戸建て住宅
耐震改修	一戸建て住宅

#### (2) 対象となる建物

本市の区域内に存する建築物

昭和56年5月31日以前に建築されたもの

建築基準法第9条の規定に基づく措置を命じられていないもの

改修設計及び耐震改修については、耐震診断により耐震性が不足していると判定されたもの

耐震改修にあっては、市長から地震に対して安全な構造となるよう勧告を受けたもの

#### (3) 募集件数

##### (ア) 耐震診断

一戸建て住宅 2戸

一戸建て住宅以外 1棟

(イ) 改修設計 3戸

(ウ) 耐震改修 3戸

#### (4) 募集の時期

平成25年7月1日(月) ~ 平成25年7月31日(水)

申請者数が募集戸数を上回った場合は抽選を行います。

## 補助金の額について

耐震診断、改修設計及び耐震改修の補助対象事業費（面積・額により上限があります）に補助率を掛けた金額を助成します。

### （１） 補助金額の考え方

#### （ア） 耐震診断・改修設計

$$(\text{補助金の額}) = (\text{補助対象事業費}) \times (\text{補助率 } 2 / 3)$$

#### （イ） 耐震改修

耐震改修は、耐震改修工事に係る費用の33%もしくは43%が補助対象事業費です。

$$(\text{補助金の額}) = (\text{補助対象事業費}) \times (\text{補助率 } 3 / 3)$$

### （２） 補助対象事業費の上限の考え方（ と の低い方の金額になります）

区 分		床面積による上限		補助対象事業費の上限
耐震診断	一戸建て住宅	-		設計図書あり 8万4千円 設計図書なし 10万8千円
	一戸建以外の住宅 及び建築物	S 1000㎡	2,000円/㎡	300万円
		1000㎡ < S < 2000㎡	1,500円/㎡	
2000㎡ < S	1,000円/㎡			
改修設計	一戸建て住宅	-		24万円
耐震改修	一戸建て住宅	-		I w 0.3 の場合 工事費の43%(上限額100万円)
		-		0.3 < I w < 1.0 の場合 工事費の33%(上限額100万円)

・ S は延床面積（㎡）

・ I w は構造耐震指標（耐震診断の結果得られる住宅の耐震安全性能を表す指標）

## まずは専門家にご相談を

耐震診断・改修設計は、建築構造に詳しい建築士が行います。建築士は建築設計事務所等に勤務していますので、まずは建築士等の専門家にご相談ください。

なお、鳥取県では、木造住宅の耐震化に関して一定以上の知識を有する建築士又は建築施工管理技士が勤務する建築士事務所、建築工事業者を登録し、ホームページなどで公表しています。（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=94360>）

県の登録制度は任意ですので、登録された業者しか耐震診断、耐震改修の業務をできないというものではありません。また、登録制度と耐震化の補助制度とは、関係ありません。（登録された業者しか国、県、市町村の補助を受けられないという制度ではありません。）

## 申請・問合せ窓口

米子市加茂町1丁目1番地

米子市役所（本庁舎2階）建設部建築指導課

電話：0859-23-5236 <> ファックス：0859-23-5390

メール：kenchikushido@city.yonago.lg.jp

### 3 住宅に係る耐震改修促進税制について

平成18年度税制改正において

既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税額の減額措置

が「住宅に係る耐震改修促進税制」として創設されました。

また、平成21年度税制改正において、所得税額の特別控除の適用期限が5年間延長されました。

#### 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

個人が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に、自ら居住の用に供する昭和56年5月31日以前に建築された住宅について、現行の耐震基準に適合させるための改修をした場合に、その者のその年分の所得税額から、当該住宅の耐震改修に要した費用と当該住宅の耐震改修に係る標準的な費用のいずれか少ない金額の10%に相当する額(20万円を上限とする)を控除するものです。

控除を受けるには税務署への確定申告が必要です(その際、米子市が発行する「住宅耐震改修証明書」の添付が必要となります。)

#### 既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税額の減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、現行の耐震基準に適合する耐震改修(改修に要した費用の額が1戸あたり30万円以上であるものに限る)が行われた場合、当該住宅に係る固定資産税額(1戸あたり120㎡相当分までに限る。)が以下のとおり減額されます。

減額を受けるには、耐震改修を完了した日から3ヶ月以内に米子市へ減額措置の申告が必要です(その際、米子市又は建築士等が発行する「固定資産税減額証明書」の添付が必要となります。)

平成25年1月1日から平成27年12月31日までの間に耐震改修が完了した場合	翌年度分の固定資産税額を2分の1に減額
--	---------------------

上記の特別税制控除・減額措置の適用は、耐震改修後のIw(構造耐震指標)の数値が1.0以上であり、地盤および基礎が安全である住宅のみが対象となります。